

《食品・飲食物の販売や取扱いに関する注意事項》

【加工品などの販売について】

- 完全個包装のうえ、一括表示を貼付した状態でお持ちください。施設での袋詰め作業や封をする行為は禁止です。
- 一括表示に示している保存方法、温度を守って販売、保管してください。冷蔵・冷凍商品は、冷蔵・冷凍庫を使用するなど、出店中適温を常時保ち、商品受け渡しの際は保冷剤をつけるなどの配慮をお願いします。

※一括表示：名称、原材料名、内容量、消費期限または賞味期限、保存方法、製造者等の名称及び住所の6項目+栄養成分表示)

食品表示についての詳細は、札幌市HP「食品の表示制度」をご確認ください。➡



【営業届出について】

食品・飲食物の販売は保健所に「営業届出」を行うことが必要です(2021.6.1より)。以前は営業許可等が不要とされていた品目でも、届出対象となるものがありますので、主な留意点をご確認の上、必ず関係官庁に事前相談し適切に申請と準備を行ってください。

食品・飲食物の販売で営業届出が必要な品目

- ①従来は臨時営業許可の対象品目
例：食肉（包装済）／魚介類（包装済）／乳類／弁当等
⇒臨時営業許可申請ではなく営業届出が必要です。
- ②従来は許可不要だった品目
例：野菜・果物／卵／パン／菓子・乾物（冷蔵・冷凍品）等

※届出の必要がない品目

- 常温で長期間保存しても、腐敗等による食中毒等の発生のおそれがない包装食品
例：缶詰、レトルト食品等

※なお、店舗で営業の届出を行っていても、チ・カ・ホで販売する際は別途届出が必要です。
また、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理及び食品衛生責任者の設置を行ってください。
詳細は札幌市保健所「営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設」をご確認ください。➡



【試飲・試食を行う場合について】

保健所の許可や届出は不要です。但し、食中毒を起こさないよう簡易手洗い設備等をご自身で設置し、衛生的に実施してください。万が一、食中毒等が発生した場合は処罰対象となります。また、試食品を加工・調理する場所はありませんので、具体的な実施方法は保健所にご相談ください。

【アルコール類を販売する場合について】

保健所への確認・届出に加え、札幌中税務署から期限付酒類小売業免許を受ける必要があります(酒税法第9条第2項)。
期限付酒類小売業免許は酒類製造業または酒類販売業の免許を持っている事が前提で、以下の3要件をすべて満たすことが必要です。

- 1) 酒類を販売する目的が、特売又は在庫処分でないこと。
- 2) 販売場は、契約等により場所が特定されていること。
- 3) 開催期間または期日があらかじめ定められていること。

このうち、届出の要件を満たす(開催期間が7日以内等)場合については、販売場を開設する10日前までに届出を、届出の要件に該当しない場合は2週間前までに申請が必要です。⇒詳しくは札幌北税務署にご相談ください。

※取得した期限付酒類小売業免許のコピーを初日営業開始前に当社に提出してください。

申請要件の詳細・申請方法(必要書類等)は、国税庁HP(次頁参照)をご覧ください。札幌北税務署(酒類指導官)にご確認ください。なお、申請・届出の提出窓口は札幌中税務署となりますのでご注意ください。

- アルコール類の試飲を行う場合、必ず年齢確認を行ってください。
また、他の食品・飲料類と同様、簡易手洗い設備等を設け衛生的に実施してください。

施設の構造上ご注意ください

◆販売等の営業が出来ないもの

- ・裸火の使用や煙や匂いを発するもの：施設の運営に支障をきたす恐れがあるため、実施できません。
- ・調理行為をすること：お湯を沸かす行為も調理のため、コーヒーメーカー等の使用はできません。
- ・臨時営業許可を取る為にテント等を張る必要があるもの：施設内では保安、防災上の理由からテントや天井のあるものの設置が禁止の為。例) ソフトクリーム、コップ等で提供する飲料

◆水に関するご注意

- ・地下歩行空間内には、**給水・排水設備がありません**。また、**トイレ・洗面所の水は使用できません**ので、水もすべて主催者側でお持ち込み、お持ち帰りください。
- ・水、ドリンク、アルコール等の液体がこぼれるなどした場合にはすぐに拭き取り、清潔な環境の維持に努めてください。
⇒雑巾・モップ等は主催者側で用意してください（**トイレ・洗面所で雑巾やモップ等を洗うことはできません**）。

◆電気に関するご注意

- ・食品の温度管理のため、冷凍・冷蔵庫等が必要な場合、使用できる電気容量に上限がありますので、事前にご相談ください。搬入に制限がある他、諸条件により使用出来ない、又は機材変更が必要な場合があります。
- ・単相 100V のみ使用可能です。

《参考：エレベーターの搬入可能サイズ（台車含む）》

北3西4エレベーター：幅 800mm × 高さ 2,000mm × 奥行 1,900mm / 北2西3エレベーター：幅 700mm × 高さ 1,800mm × 奥行 900mm

◆連日利用に関するご注意

- ・食品類やイベントで発生したゴミは、**主催者がすべて毎日持ち帰ってください**。
- ・冷凍、冷蔵庫をご使用になる場合は、床面に養生シートを敷いてください。また、受け皿に溜まるドレン水の処理方法については事前にご相談ください。
- ・イベント終了後は、必ずコンセントを抜いた状態にしてください。

★お問い合わせ先

■ 営業届出・臨時営業許可について：企画検討段階で早めにご相談ください。

札幌市 中央保健センター 生活衛生担当

〒060-8612 札幌市中央区大通西 2 丁目 9 中央区役所 5F ☎011-205-3356

札幌市保健所ホームページ：<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/jigyosha.html>

■ 酒類小売業免許について：企画検討段階で早めにご相談ください。

札幌北税務署 〒001-0031 札幌市北区北 31 条西 7 丁目 3 番 1 号 ☎011-707-9259（酒類指導官へ）

国税庁ホームページ：

販売業免許の Q&A → <https://www.nta.go.jp/taxes/sake/qa/03b/09.htm>

申請書類 → <https://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/menkyo/tebiki/kourigyoku2006/index.html>

※各種申請書・届出書の提出窓口は札幌中税務署となりますのでご注意ください。

札幌中税務署 〒060-0042 札幌市中央区大通西 10 丁目 札幌第二合同庁舎 ☎011-231-9311

■ 地下広場のご利用について

札幌駅前通まちづくり株式会社 〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 3 丁目 1 札幌駅前藤井ビル 8F

☎011-211-6406 ✉info@ekimaest.jp

札幌駅前通地下広場ホームページ：<https://www.sapporo-chikamichi.jp>